

# 山口県インターンシップ推進協議会規約

平成22年3月18日制定

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、山口県インターンシップ推進協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、山口県の高等教育機関等、事業所、経済団体、行政機関が相互に連携・協力し、企業等へのインターンシップ事業を通じて高い職業意識の育成を円滑かつ効率的に推進し、県内の高等教育全体の質的向上に資するとともに、山口県の経済・社会の活性化に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターンシップに関する事業
- (2) インターンシップ情報の収集および提供に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員)

第4条 本会の会員は、本会の活動に賛同する正会員および賛助会員をもって構成する。

- (1) 正会員 山口県内の高等教育機関等および経済団体
  - (2) 賛助会員 事業所等
- (入会)

第5条 本会の会員に加入しようとする者は、別に定める入会申込書により入会の申込みを行うものとする。

### (退会)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、退会の3ヶ月前までにその旨を書面により事務局へ届け出るものとする。

### (会費)

第7条 本会の正会員は、次のとおり会費年額を一口以上納入するものとする。

会費年額一口 1万円

## 第3章 役 員

### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第9条 会長および副会長は、総会で理事の中から選出する。

2 理事および監事は、会員の中から総会の承認を得て選出する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、業務執行に関する事項および会長が必要と認めた事項を審議する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第4章 会議等

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会および運営委員会とする。

(総会)

第14条 総会は、正会員および賛助会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を審議、議決する。

(1) 事業計画および予算に関する事項

(2) 事業報告および決算に関する事項

(3) 本会の入退会に関する事項

(4) 理事および監事の選任および解任に関する事項

(5) 規約の改廃に関する事項

(6) 本協議会の解散に関する事項

(6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、原則として年1回、毎会計年度終了後3ヵ月以内に開催するものとする。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、会長が努める。

6 総会は、委任状出席を含む会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席正会員および賛助会員の過半数の賛成をもって議決する。

7 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印するものとする。

(理事会)

第 16 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長から諮問された本協議会の運営に関する事項を審議、議決する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたときを開催する。
- 4 理事会は、会長が招集する。
- 5 理事会の議長は、会長が務める。
- 6 理事会は、委任状出席を含む理事の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は、出席理事の過半数の賛成をもって議決する。
- 7 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 17 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印するものとする。

(運営委員会)

第 18 条 本会に、適正・円滑な運営を行うため、山口県インターナンシップ推進協議会・運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項、別に定める。

第 5 章 会 計

(会 計)

第 19 条 本会の会計は、正会員の会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって充てることとし、その内容は総会において審議、議決する。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。
- 3 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。
- 4 会計の取扱いについては、会長が別に定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するために、事務局を山口県山口市中央 5-2-31 に置く。

- 2 事務局に必要な事項は、別に定める。

第 7 章 そ の 他

(雑 則)

第 21 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は総会の議を経て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

以上